○最高裁判所規則第八号

家事事件手続規則を次のように定める。

平成二十四年七月十七日

最高裁判所

家事事件手続規則

目次

第一編　総則
第一章　通則（第一条―第五条）
第二章　管轄（第六条―第九条）
第三章　裁判所職員の除斥、忌避及び回避（第十条―第十四条）
第四章　当事者能力及び手続行為能力（第十五条―第十七条）
第五章　手続代理人（第十八条）
第六章　手続費用
第一節　手続費用の負担（第十九条・第二十条）
第二節　手続上の救助（第二十一条）
第七章　家事事件の審理等（第二十二条―第二十六条）
第二編　家事審判に関する手続
第一章　総則
第一節　家事審判の手続
第一款　通則（第二十七条―第三十六条）
第二款　家事審判の申立て（第三十七条―第四十一条）
第三款　家事審判の手続の期日（第四十二条・第四十三条）
第四款　事実の調査及び証拠調べ（第四十四条―第四十六条）
第五款　家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則（第四十七条・第四十八条）
第六款　審判等（第四十九条―第五十一条）
第七款　取下げによる事件の終了（第五十二条）
第八款　高等裁判所が第一審として行う手続（第五十三条）
第二節　不服申立て
第一款　審判に対する不服申立て
第一目　即時抗告（第五十四条―第六十条）
第二目　特別抗告（第六十一条―第六十八条）
第三目　許可抗告（第六十九条）
第二款　審判以外の裁判に対する不服申立て（第七十条―第七十二条）
第三節　再審（第七十三条・第七十四条）
第四節　審判前の保全処分（第七十五条）
第五節　戸籍の記載等の嘱託（第七十六条・第七十七条）
第二章　家事審判事件
第一節　成年後見に関する審判事件（第七十八条―第八十四条）
第二節　保佐に関する審判事件（第八十五条）
第三節　補助に関する審判事件（第八十六条）
第四節　不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（第八十七条）
第五節　失踪の宣告に関する審判事件（第八十八条・第八十九条）
第六節　婚姻等に関する審判事件（第九十条―第九十二条）
第七節　親子に関する審判事件（第九十三条・第九十四条）
第八節　親権に関する審判事件（第九十五条・第九十六条）
第九節　未成年後見に関する審判事件（第九十七条）
第十節　扶養に関する審判事件（第九十八条）
第十一節　推定相続人の廃除に関する審判事件（第九十九条―第百一条）
第十二節　遺産の分割に関する審判事件（第百二条―第百四条）
第十三節　相続の承認及び放棄に関する審判事件（第百五条―第百七条）
第十四節　財産分離に関する審判事件（第百八条）
第十五節　相続人の不存在に関する審判事件（第百九条―第百十二条）
第十六節　遺言に関する審判事件（第百十三条―第百十六条）
第十七節　任意後見契約法に規定する審判事件（第百十七条・第百十八条）
第十八節　戸籍法に規定する審判事件（第百十九条）
第十九節　厚生年金保険法等に規定する審判事件（第百二十条）
第二十節　破産法に規定する審判事件（第百二十一条・第百二十二条）
第二十一節　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件（第百二十三条）
第三編　家事調停に関する手続
第一章　総則
第一節　通則（第百二十四条―第百二十六条）
第二節　家事調停の申立て（第百二十七条）
第三節　家事調停の手続（第百二十八条・第百二十九条）
第四節　調停の成立（第百三十条・第百三十一条）
第五節　調停の成立によらない事件の終了（第百三十二条）
第六節　付調停等（第百三十三条）
第二章　合意に相当する審判（第百三十四条・第百三十五条）
第三章　調停に代わる審判（第百三十六条・第百三十七条）
第四章　不服申立て等（第百三十八条）
第四編　履行の確保（第百三十九条・第百四十条）
附則

第一編　総則

第一章　通則

（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

第一条　申立書その他の当事者、利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、利害関係参加人又は代理人が記名押印するものとする。

一　当事者及び利害関係参加人の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

二　事件の表示

三　附属書類の表示

四　年月日

五　裁判所の表示

2　前項の規定にかかわらず、当事者、利害関係参加人又は代理人からその住所を記載した同項の書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する同項の書面については、これを記載することを要しない。

（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出）

第二条　裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

一　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定により手数料を納付しなければならない申立てに係る書面

二　その提出により家事事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面（前号に該当する書面を除く。）